

国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関する

イギリス裁判所の判決 その1

大田 肇*

The Judgments of UK Courts on “The Right to Life” in Armed Conflict outside its Territory No.1

Hajime OTA

The main purpose of this study is to analyze the conflict (?) between UK Supreme Courts and European Court of Human Rights over “the Right to Life” in the case of *Al-Skeini and others*. Six Iraqi civilians were killed by British Armed Forces in 2003 during its occupation of Iraq and their relatives applied for an order of judicial review against the Secretary of State for Defense in UK Courts and European Court of Human Rights. On the one hand five appeals of them did not succeed at UK Courts, on the other hand all their appeals succeeded at European Court of Human Rights in 2011.

Why does such a conflict (?) between two courts come about? How will the judgment of European Court of Human Rights influence the future judgments of UK Courts?

The purpose of this article is to analyze the judgment of Queen’s Bench Division of the case of *Al-Skeini and others* as the first stage of this study.

Key Words: The Right to Life, European Convention of Human Rights, Jurisdiction, Extraterritorial Application

1. はじめに

2003 年 3 月から始まったイラク戦争に続き、5 月からはイギリスを含む連合国によるイラク占領が始まったが、その期間中にもイラク市民の殺害およびイギリス兵の死亡が生じた¹⁾。その死者たちの遺族が「生命に対する権利」の侵害を根拠にイギリス国防省を相手取って訴訟をおこしていくが、2004 年 12 月 14 日に下された *Al-Skeini* 事件に関する高等法院・女王座部の判決²⁾は、それらに関する最初の司法判断である。

主たる争点は二つであり、ヨーロッパ人権条約および 1998 年人権法はこれらのイラクでの事件に適用されるか否か、および適用されるならば、それらの法で求められている手続上の義務、すなわ

ち公的調査が実施されたか否か、であった。

本稿では、この前者に焦点をあてながら、高等法院・女王座部の判決に沿って事実関係を詳細に紹介し、それらを踏まえて特にヨーロッパ人権裁判所・同人権委員会の判決・決定の流れを検討し、最後に女王座部判決に対する批判を考察する。

2. 事実関係

Al-Skeini 事件の原告は、連合国によるイラク占領期間中にイギリス軍によって、またはその作戦行動中に殺害された 6 人のイラク人の遺族であった。

原告は、イギリス国防省の決定（2004 年 3 月 24 日付）、すなわちイラク人殺害に関する独立した調査の実施を拒否し、これらの死亡に関する責任を否定し、および賠償支払いを拒否する決定に対する司法審査を、1998 年人権法第 6 条（1）および第

原稿受付 平成 24 年 8 月 31 日

*一般科目

7条(1)(a)³⁾に基づき、高等法院・女王座部に請求した。

2004年5月11日の審理において、訴えの司法審査請求が認められ、以下の二つの争点に関して審理がすすめられることになった。

1. ヨーロッパ人権条約および1998年人権法がこの事件の状況に適用されるか否か？
2. ヨーロッパ人権条約2条⁴⁾の手續上の義務が国防省によって果たされたか否か？

2. 1. イラク占領とイギリス軍の地位

アメリカ軍に主導された連合軍のイラク攻撃は2003年3月20日から始まり、主たる戦闘行動は5月1日に終了し、引き続きイギリス軍はイラクに駐留した。この5月1日から翌年の6月28日までの期間、国際法上、イギリス軍はその駐留していたイラク南部地域において、占領権力となった(原告の家族の死はすべて、この占領期間にイギリス軍が占領する地域内で生じた)。

イギリス軍が占領権力の一部となる過程を説明する。

2003年4月16日、フランク・アメリカ陸軍大將は連合国暫定政權(the Coalition Provisional Authority, “the CPA”)の設立を発表した。5月3日、アメリカ・イギリスの国連常動代表は、安全保障理事会議長に手紙を送ったが、その中で、「アメリカ、イギリスおよびその他の連合国は・・・、暫定的に統治権限を行使し、必要なときには特に、治安を維持し、人道支援の提供を保障し、武器や大量破壊兵器を廃棄するためにCPAを設立した」と述べた。続けて、「我々の目標は、できるだけ早くイラク代表機関に行政権限を移譲することである」とした。5月13日、ラムズフェルド・アメリカ国防長官は、正式にブレマー大使をイラクの暫定統治に責任を負うCAP代表に任命したことを発表した。5月22日、国連安全保障理事会は決議1483を採択して、CPAを承認した。

2003年5月16日以降、CPAは一連の文書(規則、命令、覚え書き、公的通知)を発したが、5月16日付けの規則1号には、次のようにCPAの権限が示されていた、「CPAには、その目的を達成するために、また決議1483を含む安全保障理事会の関連決議および戦時の法と慣習に基づいて執行されるために必要なすべての、行政、立法、司法上の権限が付与されている。」

CPAには連合国諸国から人員が派遣されていたが、事実上、多数の人員からなるアメリカによって支配されていて、イギリスの下部組織・機関ではなかった。イギリスの特別代表とその事務局はCPAの政策および決定に影響を及ぼそうと努めた

が、彼らはそこでは正式な決定権限を持っていなかった。

CPAの運営は地域ごとに分割され、CPA南部はイギリスの責任と監督の下にあり、そこにはイラクの18地域のうち南の4地域が含まれていた。イギリス軍も同じ地域に配置された。

連合軍は6師団からなり、アメリカ軍大將の命令下にあった。4師団はアメリカ軍で構成され、2師団は多国籍軍によって構成されていた。各師団に、それぞれの地域を担当する責任が付与され、イギリスには多国籍師団(南東)の指揮権が与えられていたが、そこはAl Basrahなどの地区を含み、ウェールズの約2倍の面積で総人口は460万人を数えた。これに対し、多国籍師団(南東)の兵力は14万5000人であり、そのうちイギリス軍は8150人であった。イギリス軍の主たる作戦活動地域はAL BasrahとMaysan地域であったが、そこでの総人口は約276万人、派兵されたイギリス兵の総数は8119人であった。イギリス軍の主たる任務は、その地域の安全を確保することであり、イラク警察を含むイラク治安維持軍の再建に努めることと、パトロール、逮捕、テロ対策活動、市民のデモの取締、重要施設の警備、警察署の警護などであった。もう一つの任務は、イラクの様々な文民機関を支援することであった。

2004年6月28日にイラク暫定政府が発足し、CPAは解散した。イギリス軍の南イラク占領も終了し、以後はイラク暫定政府の要請に応じて、駐留を続けた。

2. 2. Rules of Engagementの運用

イギリス軍の武器の使用については、Rules of Engagement(“ROE”)が適用されている。イラクにおけるROEの適用は、各兵士に渡される手帖の中で指導事項となっていた。2003年5月から2004年3月までに49人のイラク人がイギリス軍の武器を使用した事件において殺害された。

2003年6月21日、多国籍師団(南東)の司令将校が、発砲事件の捜査に関する基本的な指針を示した。そこでは、すべての発砲事件が報告され、当該師団の王立軍隊警察(Royal Military Police)に通知される。王立軍隊警察の下士官がその事件を評価し、ROEの範囲内か否か決定する。もしROEの範囲内と決定されれば、その決定は記録され、完成した報告書が指揮命令系統に沿って提出される。もしその事件がROEの範囲外であり、死亡または重傷を伴うならば、その捜査は王立軍隊警察・特別捜査機関(Special Investigation Branch)に委ねられなければならない、と。

しかし、モア陸軍准将は、王立軍隊警察・特

別捜査機関の捜査を開始するか否かの判断がより高いレベルでなされるよう、最初の指針は見直されなければならないとし、2003年7月28日、最初の指針は、多国籍師団（南東）によって発せられた新しい指針に取り替えられた。新しい指針では、すべての発砲事件が、事件発生後すぐに重要事件報告と同じ様式で、多国籍師団（南東）に報告される。もし当該兵士の部隊長(Commanding Officer)が彼の手元の情報から、兵士は適法にかつ ROE の範囲内で行動したと判断するならば、特別捜査機関の捜査開始は、要請されない。部隊長はその決定を文書で旅団長に送付する。もし部隊長が上記のように判断しない、または結論に達するには情報が不足するならば、彼は特別捜査機関の捜査開始を要請する、と。

2004年4月24日、さらに新しい指針が多国籍師団（南東）によって採用された。そこでは、イギリス軍が関連した、市民の死亡または負傷のすべての発砲事件が、特別捜査機関によって捜査される。例外は、旅団長がその捜査は必要なしと判断した場合であり、その判断は文書で多国籍師団（南東）司令官に通知されなければならない、と。

実際の捜査には、部隊長が巡回の兵士から報告を受け、無線記録を再読しながら関与した。死亡した者の家族または一族との会合を通じてさらなる捜査がおこなわれることもあった。しかし、設備の面から、旅団では科学捜査（forensic examination）をおこなうことはできなかった。部隊長は、事件を捜査したのち旅団長に報告書を提出し、そこで当該兵士が ROE の範囲内で行動したか否か、または当該事件は特別捜査機関に送られるべきか否かに関する彼の意見を述べた。もし ROE の範囲内で行動していなかったとの疑いがあれば、特別捜査機関に捜査を求めなければならなかった。事件が生じたとき、特別捜査機関に捜査を要請するか否かは、王立軍隊警察の指揮命令系統ではなく、現場の指揮命令系統によって決められていた。その決定は、事件発生から24時間以内になされなければならない。その決定には、事前に陸軍法規部長から法的助言を得ることが求められ、その決定を文書で、その法的助言と証拠とともに、多国籍師団（南東）の司令将校に送付しなければならなかった。特別捜査機関による事件の捜査の開始には、関係の部隊長からの依頼によるほかに、その依頼の前に既に特別捜査機関がその事件を知っている場合があったが、後者の場合は、王立軍隊警察司令官または関係の部隊長によって中止が指示されれば、中止されたであろう。特別捜査機関の将校は捜査後、関係の部隊長に証拠をとともに、報告書を送付した。この報告書には、事実

に関する決定、または何がなされるべきかの結論は一切含まれなかった。証拠に基づく事実のみが示された。

2. 3. 死亡に至るそれぞれの経緯

(1) Hazim Ju' maa Gatteh Al-Skeini

2003年8月4日、Basra 近郊で、Ashcroft 軍曹によって射殺された。翌日、軍曹は事件に関する供述書を作成し、それは部隊長に送られた。部隊長はこの事件は ROE の範囲内と判断し、その旨の報告書を旅団長に送った。旅団長から質問を受けた部隊長は、その質問に答える報告書を提出した。旅団長はその報告書を検討し、副旅団長および法律顧問とともに、ROE の範囲内と判断し、さらなる捜査は命じなかった。

(2) Muhammad Abdul Ridha Salim

2003年11月6日、Basra 近郊で、Catteral 軍曹に撃たれ、翌日病院で死亡した。翌日、中隊長は事件に関する報告書を作成した。部隊長は、この報告書と中隊長との会話から、この事件は ROE の範囲内と判断し、王立軍隊警察・特別捜査機関の捜査を要請しなかった。そして同日、報告書を作成し旅団に送付した。旅団長は、この事件を副旅団長および法律顧問と、さらには政治顧問とも議論し、ROE の範囲内と判断した。

(3) Hannan Mahabis Sadde Shmailawi

2003年11月10日、Basra 近郊で、イギリス軍と武力集団とが交戦し、そのときの銃弾によって死亡した。翌日、中隊長は事件に関する報告書を、関係した兵士の証言と共に提出した。部隊長は、それらを考慮したのちこの事件は ROE の範囲内と判断し、王立軍隊警察・特別捜査機関の捜査を要請しなかった。そして、報告書を作成し旅団に送付した。旅団長は、この事件を副旅団長、法律顧問および部隊長と議論し、ROE の範囲内と判断した。

(4) Waleed Sayay Muzban

2003年8月24日、Basra 近郊で、Singleton 伍長代理に撃たれ、翌日病院で死亡した。部隊長は、8月29日に事件に関する最初の報告書を旅団に送ったが、その中で、ROE の範囲内と判断するとしながらも、複雑な事件なので王立軍隊警察・特別捜査機関の捜査が役立つだろうとの意見を付け加えた。旅団長はこの報告書を検討し、副旅団長と議論し、法的助言を受けて、十分に検討されるべきいくつかの質問を含めこの事件は部隊での捜査によって解明されるべきであると判断した。これを受けて、部隊長は、9月12日に二つ目の報告書を作成し、その中でそれらの質問に答え、特別捜査機関の捜査はもはや不要との結論を示した。旅団長は、再度副旅団長と議論し、さらなる法的助言

を受けて、ROE の範囲内と判断した。この時点で、旅団長は、この事件に関して特別捜査機関が捜査を開始したことを知らされ、特別捜査機関の責任将校（大尉）と会合し、特別捜査機関はその捜査の中止に同意した。

(5) Raid Hadi Sabir Al Musawi

2003 年 8 月 26 日、Basra 近郊で、Smith 軍曹に撃たれ、9 週間後の 11 月 6 日に病院で死亡した。8 月 27 日、副部隊長はパトロール隊隊長および他の 2 人の兵士と面接し、その後 ROE の範囲内であるとする事件報告書を作成して旅団に送付した。旅団長はこの報告書を検討し、この事件を副旅団長、法律顧問と議論し、ROE の範囲内と判断した。

(6) Baha Mousa

2003 年 9 月 14 日、Basra 市内のホテルで受付係として働いていたが、イギリス軍によって逮捕され、イギリス軍基地内の監禁室に収容された。監禁室内でイギリス兵によって虐待され、3 日後に死亡した。

旅団長は、Baha Mousa が逮捕された作戦に参加していたが、逮捕の際にはホテルの屋上にいて、9 人のテロ容疑者を逮捕したという報告は受けたが、暴行をともなう逮捕の現場を目撃していなかった。旅団長が次にこの事件について聞いたのは、9 月 15 日に、Baha Mousa が収容中に死亡した、および他の収容者も虐待されていたとの報告書を受け取ったときであった。旅団長は、その深刻さを悟り、特別捜査機関の捜査が必要であると考えたが、特別捜査機関には既に部隊長から通知済みであった。特別捜査機関の捜査は 2004 年 4 月の始めには終了し、その報告書が提出された。

3. ヨーロッパ人権条約の適用範囲

第 1 の法的問題は、ヨーロッパ人権条約がこれらの事件に適用されるか否かである。この問いに答えるためには、この条約の管轄権の性質と範囲を分析・検討しなければならない。

3. 1. ヨーロッパ人権条約の条文

最も重要な条文は第 1 条である。「(人権を尊重する義務) 締約国は、その管轄にあるすべての者に対し、この条約の第一節に定義する権利及び自由を保障する。」⁵⁾ 第 1 条は条約の節の前に置かれていて、第一節は第 1 条に続いて、「権利及び自由」と題して始まり、第 2 条から個々の権利・自由が順々に定義されていく。

第二節は「ヨーロッパ人権裁判所」と題されて第 19 条から始まり、「締約国が行った約束の遵守を確保するために」⁶⁾ ヨーロッパ人権裁判所の設

立を規定している。

第三節「雑則」には第 56 条（領域的適用）があり、「1 いずれの国も、・・・欧州評議会事務総長に宛てた通告によって、自国が国際関係について責任を有する地域の全部又は一部についてこの条の 4 に従ってこの条約を適用することを宣言することができる。・・・3 この条約の規定は、地方的必要に妥当な考慮を払って、これらの地域に適用される。」4 この条の 1 に基づいて宣言を行ったいずれの国も、宣言後のいずれのときでも、宣言が関係する一又は二以上の地域のために、この条約の第三四条に定める自然人・・・からの請願を受理する裁判所の権限を受諾することを宣言することができる。」⁷⁾ と規定されている。

その前文も重要である。「一九四八年一月一〇日に国際連合総会が宣明した世界人権宣言を考慮し、この宣言が、その中で宣言された権利の普遍的かつ実効的な承認及び遵守を確保することを目的としていることを考慮」すること、および「志を同じくし、かつ政治的伝統、理想、自由及び法の支配についての共通の遺産を有するヨーロッパ諸国の政府として、世界人権宣言中に述べられている権利の若干のものを集団的に実施するための最初の措置をとることを決意」⁸⁾ することを、目的として掲げている。

3. 2. ヨーロッパ人権条約の起草

ヨーロッパ人権裁判所は、*Bankovic v Belgium* (2001) 事件⁹⁾において、ヨーロッパ人権条約 1 条の起草過程を初めて考察した。そして、第 1 条の「その管轄にあるすべての者」は、当初は「その領域内に居住するすべての者」と下書きされていたが、「居住する」は、もし居住の正式な用語を法的指標とするよう求めていると解釈されれば、狭義のものになりすぎるのでは、という懸念から、当初の表現は現在のものへ変更された (para19)。そして、ヨーロッパ人権裁判所は、条約の管轄権が「領域概念」であることの根拠の一つとして、この起草過程での変更を主張した (para63)。

3. 3. 関連の他の国際条約

戦争犠牲者保護の 1949 年ジュネーブ 4 条約の第 1 条は、「締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。」¹⁰⁾ と規定し、「すべての場合において」という広い適用範囲を示し、その第 4 条約である戦時における文民保護に関するジュネーブ条約に反する「重大な違反行為」は、1957 年ジュネーブ条約法によって、イギリス裁判所で裁かれることが可能となった。

1985年拷問条約2条1項は、「締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。」¹¹⁾としているが、1988年刑事裁判法により、拷問は、どこで、誰によってなされようとイギリス国内法の犯罪となっている。

占領に関しては、ハーグ陸戦法規慣例条約(1907年)附属の陸戦規則の第42条[占領地域]が、「一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ、占領セラレタルモノトス。占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域を以テ限トス。」¹²⁾と規定し、国防省もイギリス軍によるイラク占領を認めている。

4. 条約の適用範囲を巡る見解の対立

原告と被告との間で共通理解となっているのは、ヨーロッパ人権条約は本質的に領域に基づくものであり、かつその領域原則にはいくつかの例外があること、その対立は、その例外の広さ、性質、根拠、そしてその適用に関するものである。

原告側の Mr. Rabinder Singh は、二つの例外を示す。一つは、“personal jurisdiction” (人的管轄権) であり、ある国家の機関がその領域外の人や物を支配した場合に生じるもので、過去の一連のヨーロッパ人権裁判所判決の中で認められてきているとする。もう一つは、国家がその領域外で“effective control of an area” (その地域の実効的支配) を有する場合であり、1974年のトルコのキプロス侵攻に続く北キプロスにおける人権侵害事件に関する人権裁判所判決の中に見いだすことができる。そして、この二つの例外は、究極的には単一の原理(支配)であるところの二重の基準(人か領地か二つ)であり、国防省は軍隊によるイラク占領を国際法上認めているから、この原理がこの事件にも適用されると主張する。

被告側の Mr. Christopher Greenwood は、そのような占領状態が、ヨーロッパ人権裁判所において従来理解されてきた例外的な管轄権につながることに、異論を唱えた。“effective control of an area” (その地域の実効的支配) から導き出される例外的な管轄権は、人権裁判所の判決においては、問題の地域が被告国の領域ではなかったとしても条約締約国の領域内である場合、つまりこの北キプロスのような状況に限定されている、と。キプロスは条約締約国であったが、イラクは条約締約国の管轄領域内にあったことはない。そして、“personal jurisdiction” (人的管轄権) の原理に関しては、大使館、領事館、船舶、航空機など国際法上の国家主権の例外を除いて、人権裁判所判決の中には存在しておらず、この事件にはこれらの例外は適

用されないとする。

両者のもう一つの対立点は、*Bankovic v Belgium* (2001) 事件判決の評価である。Mr. Greenwood は、*Bankovic* 事件判決を分水嶺(watershed)と評価し、ヨーロッパ人権裁判所が国際法の原則に沿いながら、ヨーロッパ人権条約の管轄権に関する基本的な検討をおこなった最初のものとして位置づけた。ここでは、北キプロス事件判決での“その地域の実効的支配”原理は、条約締約国の領域内での支配に限定して理解されており、“人的管轄権”原理は、条約の本質的に領域的な性質を損なうものとして、否定されている、と主張する。これに対して、Mr. Singh は、*Bankovic* 事件判決を一連のヨーロッパ人権裁判所判決の一つと評価し、NATO 軍によるセルビア空爆という、領地の支配あるいはセルビア市民の支配を欠くという状況が、条約の管轄権の領域的な性格を強調することになったとし、イラクでの事件とは無関係であるとする。そして、この判決は、従来の判決をその中で2つの例外が原理として発展してきたものと理解しており、さらにこの判決以降の事件において、二つの例外は有効に存在していると主張する。

4. 1. ヨーロッパ人権裁判所の判決

高等法院・女王座部は、*Bankovic v Belgium* 事件判決を含む管轄権に関するヨーロッパ人権裁判所の一連の判決(ヨーロッパ人権委員会の決定を含む)を、年代順に検討していく。

(1) *X v Federal Republic of Germany* (1965)

女王座部に示された、最も初期の人権委員会の受理に関する決定である。原告はボヘミア生まれで、チェコ国籍を有していたが、1938年にドイツ国籍を取得した。1945年、彼はチヨコスロバキアから追放され、現在はモロッコに住んでいる。彼は、モロッコのドイツ領事館職員がモロッコ当局に彼を追放するよう依頼したことを訴えた。委員会は、原告の訴えを事実として却下したが、管轄権に関する例外的な場合として、条約締約国の外交代表および領事代表による義務の遂行が、その海外在住の国民に関わっている場合を挙げた。

(2) *Cyprus v Turkey* (1975)

北キプロス紛争に関する最初の委員会決定で、二つの訴えの受理を認めた。1974年7月20日にトルコ軍は北キプロスに侵攻したが、そこで生じた殺人、強姦などの様々な犯罪をキプロスは訴えた。トルコもキプロスも条約締約国であった。人権委員会は、締約国はその実際の権限と責任の下にあるすべての人に人権条約上の権利と自由を、その権限が領域内であるいは外で行使されようと保障

する義務を負う、と決定した。女王座部は、この決定をキプロスの主張の最も幅広いものが採用されたと評価し、この原理と条約の領域的管轄権とが両立することは難しいとした。さらに、人権委員会は、船舶、航空機は言うまでもなく、すべての国民がどこにしようとするのかと部分的にその国の管轄内に含まれ、外交機関、領事館、海外の軍隊のみならず、それらが権限を行使する人や物もその管轄に含まれる、と決定した。女王座部は、この決定を極めて幅広い決定と評価した。

(3) *Hess v United Kingdom* (1975)

ナチ戦犯のルドルフ・フスの妻が、西ベルリンのイギリス地区の、連合国4カ国によって管理されている刑務所で夫の収監は人権条約3条他に反するとして訴えた事件である。人権委員会は、この刑務所は4カ国合同の責任の下にあるので、その運営はイギリスの管轄に含まれないとした。女王座部は、もしこの刑務所がイギリス単独の責任の下にあれば、人権委員会はその管轄権を認めたであろうと推測し、それはかなり問題の残る理由づけである、なぜなら、もし領域が全く障害にならないのなら、なぜ主張されている違反行為が4カ国すべての管轄に含まれないのか、不明であるからである、と評価した。

(4) *X and Y v Switzerland* (1977)

スイス当局はスイス・リヒテンシュタイン協定に基づき、リヒテンシュタインへの外国人の入国等に関する権限を有し、ドイツ人Xは、スイス警察が発したXのリヒテンシュタイン入国を禁じる命令によって、それができなくなった。Xとリヒテンシュタイン在住のパートナーYは、人権条約3条他に違反するとして（入国禁止は「非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」に該当する）、人権委員会に訴えた。当時、スイスは締約国であったが、リヒテンシュタインはそうではなかった。人権委員会は、入国禁止はリヒテンシュタインで生じることでありスイスの領域外であるとする被告の主張を退け、禁止措置はリヒテンシュタインで効果を生じ、その効果は2国間協定によるものであるとしても、その措置はスイス領域内で生じているとした。女王座部は、この決定を、スイスがそれ自身の領域内で、協定による領域外への効果を生じさせながらも行動したことに基礎を置いたものと評価した。

(5) *X v United Kingdom* (1977)

イギリスに住んでいるイギリス人の母親が、その子をヨルダンに連れ去った夫から子連れ戻すに際し、ヨルダンのイギリス領事館が彼女に手助けをしなかったことを、人権委員会に訴えた事件で、その決定の中で、委員会は、当該委員会の一

貫した決定として、外交代表および領事代表を含む国の機関が、人や物にその権限を行使するに依りて、それらの人や物もその管轄に含んでいくとした。女王座部は、この事件はイギリス国民に関するものであることに注意を促した。

(6) *Tyrer v United Kingdom* (1978) ¹³⁾

この事件は人権条約1条の管轄権とは直接関係しない事件であるが、Mr. Greenwoodが条約のヨーロッパ中心主義を証明するものとして示したものである。マン島の15歳の少年が傷害罪でムチ打ち3回の刑を言い渡され、これは条約3条に違反するとして訴え、人権裁判所は、品位を傷つける刑罰と認めた。マン島はイギリスの一部ではなく属領(dependency)であり、人権条約がそこに適用されるのは、イギリスが条約56条（当時は第63条）により条約がそこに適用されるよう、通告したからである。人権裁判所は、マン島は、歴史的、地理的、さらに文化的に、常にヨーロッパ諸国家の家族に含まれてきており、人権条約前文の「政治的伝統、理想、自由及び法の支配についての共通の遺産」を完全に共有していると思われなければならない、とした。女王座部は、この判決は、人権委員会決定とは別の、我々が考慮しなければならない最初の人権裁判所判決であると評価した。その要点として、Mr. Greenwoodの主張を引用しながら、条約56条が、条約を締約国の境界を越えて他の領域に適用する唯一の適切な方法であること、条約の前文と第56条3項とが、ヨーロッパ諸国の共通の遺産を強調し、地方的必要性を考慮することによりヨーロッパの植民地や属領にも特別の適用を認めていることを挙げた。

(7) *W v United Kingdom* (1983)

Wはイギリス人で、その夫はアイルランドで殺され、その兄はアルスターで殺された。彼女は、イギリスは2人の生命に対する権利(人権条約2条)を保障することができなかったとして、人権委員会に訴えた。アイルランドでの殺人は、イギリスの管轄ではないとして、アルスターでの殺人は、他の理由から受理されなかった。女王座部は、この決定は領域原則の適用であると評価した。

(8) *Soering v United Kingdom* (1989) ¹⁴⁾

Soeringは西ドイツ市民であったが、アメリカで殺人を犯しイギリス逃亡中に逮捕され、アメリカから引渡を求められた。もし引き渡され死刑判決が下されれば、「死刑の順番待ち現象」(death row phenomenon)と呼ばれる長期にわたる拘禁に服することになるとして、人権条約3条に反していると訴えた。人権裁判所は、条約3条は死刑を一般的に禁止していると解釈することはできないが、その執行に関わる状況、彼が西ドイツで裁かれる

可能性もあるという特別な場合では、条約 3 条違反が生じていると判断した。女王座部は、人権裁判所が管轄権に関し領域的制限を認めていること、および人権条約は非締約国の行為を規律しないし、締約国に対して他国に条約上の基準を課すことを要求する手段となることも求めているとしたことに付け加えて、引渡請求国において待ち受けている状況が人権条約上の保障に完全に一致することを充足しない限り、締約国は個人を引き渡すことはできないといった一般原則を正当化する解釈はできないとしたにもかかわらず、同裁判所が条約 3 条における禁止の特別な、絶対的な、基本的な性質を考慮し、個人がもし引き渡されたならば、請求国において拷問、非人道的なあるいは品位を傷つける取扱いを受ける現実の危険に直面すると信じられる実質的な根拠がある場合には、引き渡すという決定は条約 3 条の問題を生じさせるとしたことに注目し、この判決を、その領域内での国家の行為でも十分に明快で重要な領域外での結果が伴うものは、当該国家の人権条約上の責任を惹起させることを示すものとして理解した。女王座部はまた、この判決の管轄権の領域的性質についての論述を、人権裁判所による初めての明快なかつ権威ある説明であると評価した。

(9) *Bui van Thanh v United Kingdom* (1990)

原告はベトナム出身であったが、香港の収容センターに収容された後、ベトナムに引き渡されることになった。原告がその引渡は条約 3 条に反するとして訴えた、*Soering* 事件と同じタイプの事件である。問題は、香港での引渡決定が、人権条約 1 条の管轄権に含まれるか否かであった。イギリスは条約 56 条による香港への人権条約適用の宣言をおこなっていなかった。人権委員会は、この宣言不在を決定的な根拠として、不受理とした。

(10) *Chrysostomos v Turkey* (1991)

この事件は、北キプロス紛争に関わる新たな、そしてトルコ軍から被害を受けた個人による申立てであった（トルコは 1987 年に個人申立権を、1990 年に人権裁判所の管轄権を受諾した）。人権委員会は、トルコの 1987 年受諾宣言に付されていた領域的制限（「トルコ国内での公的機関の行為・・・または共和国憲法が適用される領域内における行為」のみ）を無効とし、国外での国家機関の行為も管轄に含まれるとした。女王座部は、この委員会の管轄権に関する決定を、その 1975 年決定と同じものであると評価した。

(11) *Drozd and Janousek v France and Spain* (1992)

女王座部はこの判決を、*Bankovic v Belgium* 事件判決の中で引用されている数少ないヨーロッパ

人権裁判所判決の一つとして、その重要性を強調した。原告 2 人はスペイン人とチェコ人であったが、アンドラ（Andorra）の裁判所で有罪判決を受けた。彼らは、その裁判を人権条約 6 条（公正な裁判を受ける権利）に反するものとして訴えた。アンドラは条約締約国ではなく、アンドラの裁判所はフランスとスペインの裁判官によって担われているので、その 2 国が被告となった。これはアンドラの変則的な国際法上の地位に由来するもので、国家元首であるスペインのウルヘル主教とフランス大統領によって裁判官は任命されるが、彼らはスペインまたはフランスの裁判官としてではなく、アンドラのそれとして任命される。

人権裁判所は、アンドラはフランスまたはスペインの一部ではなく、それらの共同地でもなく、ヨーロッパ評議会の一員ですらないから、そこには条約の領域的管轄権は存在しない、とする被告の主張を認めた。しかし、続けて人的管轄権に関する被告の反対意見を考察し、「締約国の責任はその国外で効果を生じさせる国家機関の行為によっても生じうる」とした。最終的には、スペインまたはフランスの裁判官は当該国家の裁判官としてではなく、アンドラのそれとして職務を遂行していることを根拠に、人的管轄権の不存在を認めた。

女王座部は、この判決にかなり困惑させられたと述べた。その人的管轄権の扱いは、本案での争点のように思われるとし、領域的管轄権と人的管轄権とがどのように相互に関係しているのか不明瞭であると評価した。さらに、この判決に基づけば、条約 1 条の管轄権は、本質的に領域的なものと称することは無理である、なぜなら領域性は人的管轄権が確立されれば全般的な外れのものになるからである、と指摘し、「締約国の責任はその国外で効果を生じさせる国家機関の行為によっても生じうる」という判決の文章を額面通りに受けとれば、それだけで十分に人的管轄権が確立されるとした。これまでで最も幅広い主張であると評価した。続けて、この主張は、その行為が領域内でなされれば理解できるが、その行為も結果も領域外で生じるのであれば理解しにくいとし、「責任は・・・生じうる」の「うる」（can）が強調されなければならないとした。

(12) *M v Denmark* (1992)

これは再度、大使館・領事館の行動に関する人権委員会の決定である。統一前のドイツにおいて、原告は東ドイツに住んでいたが、西ドイツに移ろうと試み、東ベルリンのデンマーク大使館に入館し、西ドイツへの移動を認めるように東ドイツ当局との交渉を迫った。デンマーク大使館の要請を受け、東ドイツ警察が大使館内に入り、原告らに

連行を求め、原告は逮捕され有罪判決を受けた。原告は、デンマークの様々な人権条約違反を訴えた。

委員会の決定は、原告の全面敗訴であったが、*X v United Kingdom* (1977) 事件判決を引用しながら、国家機関がその権限を人や物に行使するに応じて、それらの人や物もその管轄に含んでいくことは明確であるとし、大使の行為はデンマークの管轄に含まれるとした。しかし、大使館はデンマーク領域の一部ではなく、したがって事件が生じたとき、原告はデンマーク領域にいなかったのもので、原告が主張した条約の条文は適用されないとした。

女王座部は、人権委員会の見解を正確に理解できたか、確信を持てなかった。この決定が議論の一方をその他方よりも支持しているのかどうか、述べることは難しい、と。

(13) *Loizidou v Turkey* (Preliminary Objections) (1995) ¹⁵⁾

これは、先行的抗弁に関する人権裁判所大法廷判決である。1991年の *Chrysostomos v Turkey* 事件に関する人権委員会決定に不服であった原告が人権裁判所に付託した事例である。

人権裁判所は、領域的管轄権の例外として、まず 1989 年の *Soering v United Kingdom* 事件判決を引用して、引渡・追放は条約 3 条の問題を生じさせ、その国の責任が惹起されるとし、次に 1992 年の *Drozdz and Janousek v France and Spain* 事件判決を引用して、締約国の責任はその国外で効果を生じさせる国家機関の行為（国外のものも含む）によっても生じうるとし、人権条約の目的からすれば、軍事行動（その適法・違法に関係なく）の結果、締約国がその領域外においてある地域の“実効的な支配”をおこなった場合にも、その国の責任が惹起されるだろうとした。結論として、原告の訴えは条約 1 条に含むことができるとしたが、女王座部は、この「できる」(capable)を強調し、1991 年の委員会決定でのより確定的な表現からの変化を反映していると評価した。訴えられた事項がトルコの責任なのかの問題については、人権裁判所は本案の裁判所において決せられるだろうとした。

女王座部は、この判決に 4 つのコメントを付けた。その 1、1991 年の *Chrysostomos* 事件の委員会はその決定の中で、1975 年の *Cyprus* 事件委員会決定に言及し、そこからの関連文章を入れ込んだが、この裁判所はそうせず、*Cyprus v Turkey* 事件決定を間接的に参照しただけである、つまりその脚注で 1992 年の *Drozdz* 事件判決への参照を示し、その中の脚注で *Cyprus* 事件決定への参照が示された。その 2、この判決は例外を生じさせる 3 つ

の理由を示した。ア) 1989 年の *Soering* 事件判決を引用して、引渡・追放は条約 3 条の問題を生じさせるとした。しかし、女王座部は、原告の立場と同様に、関連する締約国の行為も、国外で原告に生じるかもしれない危険を根拠に条約 3 条が関わってくるとしても、共にその国の領域内であることに指摘する。イ) 1992 年の *Drozdz* 事件判決を引用して、締約国の責任は国外で効果を生じさせる国家機関の行為（どこでなされようと）によっても生じうるとした。女王座部は、再度、この理由はこれまでで最も幅広い主張と見なされるだろうとし、「責任が・・・生じうる」の「うる」(can)の幅に大きく左右されるとした。ウ) 別の原理「締約国がその領域外においてある地域の“実効的な支配”をおこなった場合、責任が惹起される」を編み出した。女王座部は、こうした用語が人権裁判所（人権委員会を含む）によって編み出されたあるいは採用されたのは初めてであるとした。1975 年の *Cyprus* 事件決定においては、人権委員会は人や物への軍隊による“支配”(control)の行使について述べたに過ぎない。その 3、女王座部は、イラクの行為が管轄に含まれうるとして原告の主張の受理を認めたその根拠は 3 つの理由のどれなのか（もし全部でないならば）、裁判所は明らかにしていないとしながらも、その根拠は 3 番目の理由であるという主張の存在を認めている。その 4、この判決全体の中に含まれている理論付けは、裁判所が条約 1 条に関して、幅広い見解あるいはある程度幅広い可能性のある見解を採用していることを示していると、Mr. Singh が主張することを可能にしていると女王座部は評価した。

(14) *Loizidou v Turkey* (Merits) (1996)

これは、本案に関する人権裁判所判決である。人権裁判所は、領域的管轄権の例外として、締約国の責任がその国外で効果を生じさせる国家機関の行為によっても生じうることを述べた後、この事件に特別な重要性をもつものとして、軍事行動（その適法・違法に関係なく）の結果、締約国がその領域外においてある地域の“実効的な支配”をおこなった場合にも、その国の責任が惹起されるだろうとした。そして、トルコが実際に北キプロス・トルコ共和国当局の政策や行為に細やかな支配をおこなっているか否かを決定する必要はなく、トルコ軍がその島の関連箇所、実効的な全般的支配 (effective overall control) をおこなっていることは、そこでの実戦行動に参加している大規模な兵力から明らかである、とした。

女王座部は、前の先行的抗弁に関する判決を主として“その地域の実効的支配”に基づくものとして理解しようとしたことの正しさが、この判決

によって示されていると評価した。

(15) *Cyprus v Turkey* (1996)

この事件は、北キプロス紛争に関わる 3 番目の訴訟であり、1975 年のものと同じくキプロス政府によって人権委員会に申し立てられた。人権委員会はその訴えの受理を認め、本案の審理は後に回した。人権委員会は、トルコの管轄権が北キプロスに及ぶか否かの問題は、究極的にはトルコの責任の問題に巻き込まれていて、本案の審理において最終的に解決しようという被告の主張に同意した。が、続けて、この委員会の審理は、原告によって訴えられた事項がトルコの管轄に含まれるか否かの決定に限定してなされるとし、この決定は、本案で決定される問題、つまり訴えられた事項が本当にトルコの責めに帰しその責任を惹起させるのか否かの問題の事前判断では決してない、とした。

女王座部は、この決定を重要性の高いものと見なした。なぜなら、これまでの判決・決定の引用ができるだけ幅広く意味するよう表現されてきた理由を説明しているかもしれないからである。言い換えれば、人権裁判所・人権委員会は、受理審査の段階では、管轄権が基礎づけられる原理を明確にすることに、またそれを示すことにも関心を持っていなかったのではないかと指摘した。

(16) *Yonghong v Portugal* (1999)

これは、1990 年の *Bui van Thanh v United Kingdom* 事件と同じ争点をもつもので、受理に関する人権裁判所判決である。原告は台湾人であり、マカオで逮捕され、マカオ当局は中華人民共和国の要請により引き渡そうとした。原告は条約 3 条違反を訴えた。ポルトガルは、その植民地であるマカオには人権条約 56 条に基づいてその適用をおこなっていなかった。裁判所は、1992 年の *Drozdz and Janousek v France and Spain* 事件判決を参照し、締約国の責任は国外で効果を生じさせる国家機関の行為によっても生じうるとしながらも、人権条約 56 条の趣旨から、条約の適用範囲を拡大する宣言がなされていない場合は、締約国が責任を有する地域についても、条約は適用されないとし、したがって裁判所はこの訴えを審理する領域的管轄権を有していない、とした。

女王座部は、マカオへの条約適用がなかったことが決め手となったのか、あるいはその引渡にポルトガル当局の関与がなかったことが決め手となったのか、曖昧さが残ると指摘し、前者であろうが後者の可能性も排除できないと評価した。

(17) *Cyprus v Turkey* (2001)

北キプロス紛争に関わる 3 番目の訴えに対する、人権裁判所の、受理と本案を合わせての判決であ

る。1996 年の *Cyprus v Turkey* 事件の人権委員会から付託されたものである。人権裁判所は、1996 年の *Loizidou v Turkey* (Merits) 事件判決を参照しながら、北キプロスでの“実効的な全般的支配”から、トルコの責任はそれ自身の兵士・将校の行為に限定されず、トルコ軍その他の支援で存続している地方当局の行為も関わってくるとし、責任の範囲は人権条約に規定されているすべての実体的権利に及ぶ、とした。さらに、個々の人間を保護するヨーロッパ公序の文書であるというこの条約の特別の性格、および「締約国が行った約束の遵守を確保する」と人権条約 19 条に規定された使命を考慮しなければならぬとし、この事件で問題の事項はトルコの管轄に含まれ、したがって被告の責任を惹起させる、とした。

女王座部は、何がこの判決の理由付けになっているのか、よくわからないと評価した。人権裁判所は、ある意味では管轄権という先行的問題を扱うと主張しながらも、事実認定がされる段階では主として国の責任という用語で説明していった、と指摘した。また、人権条約のヨーロッパ公序の文書としての性格付けに関して、Mr. Singh と Mr. Greenwood との間の争点も取り上げた。Mr. Greenwood は、北キプロス訴訟の本当の理由付けは、それまで人権条約のキプロス管轄内にいた北キプロスの人々がその外の真空状態に追いやられることを裁判所が否定したことの中に見いだされる、との主張を、この判決で根拠づけたが、女王座部は、この理由付けは、いずれにしても 1995 年の *Loizidou v Turkey* (Preliminary Objections) 事件判決以後の“その地域の実効的支配”原理に依拠したものであると評価した。他方、Mr. Singh は、この性格付けを、余分なものとした。

(18) *Al-Adsani v United Kingdom* (2001) ¹⁶⁾

イギリスとクウェートの国籍を有する原告が、クウェートで誘拐され拷問を受けたとして裁判所に訴えた事件である。女王座部は、この判決によって、*Soering v United Kingdom* 事件判決の原理が働くのは、国外で拷問等を確実に引き起こすと思われる被告国の行為がその管轄内でなされている場合であることが示されたとした。

(19) *Bankovic v Belgium* (2001)

この事件の概要を説明する。コソボにおけるセルビア人とアルバニア系住民との紛争は 25 万人に及ぶ国外避難民を発生させ、またセルビア人による民族浄化運動によって多くのコソボ住民が虐殺された。これに対し、NATO 軍は旧ユーゴスラビア連邦 (FRY) 領域内のコソボを、1999 年 3 月から 6 月まで空爆したが、地上軍の派遣はなかった。1999 年 4 月のミサイルによる空爆で、ベオグラードの

放送局が破壊され、一般市民を含む32人の死傷者が出た。これらの負傷者および死者の遺族たちが、ベルギー他16カ国(人権条約締約国であった)を、人権条約2条の生命に対する権利他が侵害されたとして、ヨーロッパ人権裁判所に訴えた(FRYは条約締約国でなかった)。争点は、原告たちが条約1条の意味する被告国の管轄権に含まれるか否かであり、大法廷において審理され、含まれないと決せられた。

女王座部は、この判決を次のようにまとめた。大法廷は、基本的な問題を、被告の「領域外の行為」の結果、それによって負傷・死亡した者たちが被告の管轄に含まれるか否か、であるとし、ウィーン条約法条約(1969年)の規則に照らし条約1条の用語の「通常の意味」を考えれば、国家の管轄権は領域的なものであるとした。したがって、ある国家は他国による同意、要請、黙認なしにはその国の領域内で管轄権を行使することはできず、ただ他国を占領している国家の場合には、その占領地において少なくとも一定の事項について管轄権を行使できるにすぎないのであり、領域外の管轄権は例外的なもので、各場面の特定の状況の中で特別の正当化を必要とするとした。

そして、従来の人権裁判所の判決に関して、管轄権が本質的に領域的であるという立場を維持しつつも、例外的な場合として、締約国が領域外でおこなった行為あるいは領域外で効果が発生する行為が、条約1条の管轄権の行使にあたると認めてきたとし、しかし *Soering v United Kingdom* 事件などの引渡・追放に関する判決は領域外で効果が発生する行為に関連するとしても、領域外の管轄権に関する前例としては適切ではないとし、北キプロスに関する1992年の *Drozdand and Janousek v France and Spain* 事件判決などから、この例外的な場合は、被告国が関係領域あるいはその外国住民に対し、軍事占領の結果からあるいはその領域の政府の同意、要請、黙認による“その地域の実効的支配”を通じて、通常であればその政府が行使する公的な権力の一部を行使している場合だけであるとした。そして、それに付け加えて、国際法で認められている外交機関、領事館、船舶、航空機を例外として挙げた。

さらに、原告の、本件を管轄内として扱わないのでは公序擁護の使命(ordre public mission)は果たされず、人権保護の条約体制に不幸な真空を残すことになるとの主張に対しては、この裁判所の義務は、個々の人間を保護するヨーロッパ公序の基本的な文書であるというこの条約の特別の性格を尊重することであり、その役割は、条約締約国の約束の遵守を確保することであるとし、この条約は、同第56条(締約国は、国際

関係について自国が責任を有する地域についてこの条約を適用することを宣言できる)に従って、本質的に地域的な文脈の中で、また特に締約国の“法的空間”(espace juridique)の中で機能する多国間の条約であるとした。

1965年から2001年までのヨーロッパ人権裁判所の判決(同人権委員会の決定を含む)を概観して、女王座部は、*Bankovic v Belgium* 事件判決を次のように位置づけた。ア)この判決が初めて、条約1条の管轄権の問題を国際法の背景およびその基礎との関連で検証した、イ)同様にこの判決が初めて、1条に関わる条約の起草原稿を参照した、ウ)この判決で問われた本質的な問題は、*Loizidou v Turkey* 事件判決において検討されたもの、つまりその訴えは被告国の管轄権に“含まれるか否か”である、エ)この判決が初めて、条約1条の管轄権は基本的に“領域的な”ものであると宣言した、オ)条約1条の管轄権が領域外に及ぶという従前の例の引用が、ほとんどの場合、可能性として示されているのに対し、管轄権の領域外行使に関するこの判決自身の理解は、“例外的”と表現され、関連地域の“実効的な支配”の事例に限定されている、カ)その他、管轄権の領域外行使として認められた事例は、外交機関、領事館、船舶、航空機など国際慣習法が国家の管轄権外の行使を認めてきた場合であった、キ)この判決は、条約の本質的に地域的な内容とその目的を、次のように強調した。条約56条によりその適用を広げた明白な事例を示し、条約は締約国の行為であっても、世界中に適用されるようには作られていない、条約のねらい(“公序擁護の使命”)は、その目的を国際化するために、またはその範囲をそれ自身の“法的空間”の外に拡大するために使われてはならない、と。ク)その一般的な哲学として、2001年の *Cyprus v Turkey* 事件判決の“真空状態”に関する言及は、条約の世界的規模の望みに向けられたものではなく、北キプロスの人々がかつては享受していた条約の成果を奪われているという“全く別の状況”に向けられたものであると強調した、ケ)条約2条・3条の権利・自由を、条約全体としてのそれらから切り離すことができない理由を説明した。

(20) *Öcalan v Turkey* (2003)

女王座部が、2001年の *Bankovic v Belgium* 事件判決以後の判決で参照されなければならないと考えた、二つの判決のうちの一つである。原告は、トルコ国籍を有していたが、トルコ当局からテロ行為を扇動していると批判されている、クルド人抵抗組織 PKK(クルド労働者党)の指導者であった。彼はケニヤで逃走していたが、ケニヤ当局によってトルコ

当局に引き渡され、トルコ当局は、ナイロビ空港の国際線飛行機の機内で彼を逮捕した。その後トルコに連れて行かれ、長期間拘禁され、最後に裁判にかけられ、有罪・死刑が宣告された。彼は、条約6条に反する不公正な裁判を受けさせられたこと、その刑の執行は条約2・3条に反すること、彼がケニアからトルコに移送され、裁判まで拘禁された状況は、条約3条の非人道的な取扱いに相当することを主張した。人権裁判所は、条約6条と3条の違反があったとし（ただし、不公正な裁判に続く死刑判決に関してのみ）、その他の2条・3条違反は認めなかった。

この逮捕が、トルコの管轄外であるナイロビ空港の国際線飛行機の機内でおこなわれたという事実に関連して、トルコは、これは適法なもので、法律に規定された手続きに合致しており、ケニアとトルコの協力によってなされ、公式な引渡条約は存在しなかったが、ケニアの国家主権および国際法を侵害するではなかったと主張した。裁判所は、この主張を全面的に受け入れたが、トルコが *Bankovic* 事件判決に照らせば原告の国外での逮捕からトルコの責任は惹起されないと断定したことに関しては、原告がケニア当局によってトルコ当局に引き渡された後は、原告はトルコ当局の実効的な権限の下にあり、したがってその管轄に含まれていたとし、この事件の状況は *Bankovic* 事件判決のそれとは区別することができ、特にこの原告は、身体的に強制されて移送されたのであり、その後もトルコ当局の権限と支配の下にあった、判断した。

Mr. Singh と Mr. Greenwood は、この判決の解釈に関しても対立した。Mr. Singh はこの判決を、これまでの彼の主張、つまり *Bankovic* 事件判決はそれまでのヨーロッパ人権裁判所の判例を変更するものではなく、分水嶺ではないことを証明していると解した。これに対し、Mr. Greenwood は、この判決はトルコ航空機という特別な例外、あるいは航空機内での逮捕の瞬間は原告のトルコへの移送のプレリュードでしかなかったという事実に基づく特例であったと解した。

女王座部は、人権裁判所が既に *Bankovic* 事件判決の中で、*Öcalan v Turkey* 事件の受理に関する人権委員会決定においては、管轄権の問題はトルコによって主張されなかったことを指摘していたことに注目し、*Öcalan v Turkey* 事件の本案審理は管轄権の問題を抜きに行われたとし、したがってこの判決を参考となる判決として扱うことはできないと評価した。そして、この事件を *Bankovic* 事件と区別するものは、問題となった違反がトルコへの強制移送とそこでの拘禁であったと結論づけた。

(21) *Ilaşcus v Moldova* (2004)

女王座部が、*Bankovic* 事件判決以後の判決で参照

されなければならないと考えた、二つの判決のうちの残りの一つである。受理審査段階で、人権委員会は、管轄権の問題は本案の審理に巻き込まれているので、この段階で決定するのは不適切であるとした。したがって、この人権裁判所が、管轄権と本案ともに決定することになった。

この事件は、*Loizidou v Turkey* 事件のモルドバ版であるが、原告はトルコ（ここではロシア）と共にキプロス（ここではモルドバ）を訴えた。事件は人権条約締約国であるモルドバで発生したが、その中のドニエストル川東岸地域は「沿ドニエストル共和国」として知られている分離支持者の地域となっており、モルドバは条約を批准する際にその東岸地域については、その支配の不在を根拠にその責任の免除を求める宣言を発していた。裁判所は、国際法の下ではモルドバが東岸地域の唯一の正当な政府であると認めながら、その権限を行使していなかったことも認めた。

裁判所は、モルドバの管轄権と責任に関する争点を、次のように分析した。締約国が、他国による軍事占領によるものであろうとなかろうと、分離地域がつくられるような事実上の強制支配によって、その全領域に関する権限を行使できなくなる場合でも、締約国は、一時的に反乱軍または他国に支えられた地域当局に管理される領域の一部に対する、条約1条の管轄権を失うことはない。このような現状が管轄権の範囲を狭くするにもかかわらず、条約1条に基づく締約国による保障は、その管轄内の人に対するのみ、検討されなければならない。つまり、当該国家は、条約上の権利と自由の享受を保障し続けるため、国家および国際機関に関して利用可能なすべての法的かつ外交的手段を用いて、努力しなければならない。そして、裁判所は、当該国家によって実施された手段が適切かつ十分なものであったか、検証しなければならない、上手くいっていない場合は、それでも可能であった最小の努力とはどの程度のものだったのか、それは実施可能であったのか、を決定しなければならないとし、原告はモルドバの管轄に含まれる、その責任は、モルドバが実効的な権限を行使できない地域で生じた違反であるから、条約に基づく積極的な義務の観点から評価されなければならない、とした。

裁判所は、ロシアの管轄権と責任に関しては、次のように述べた。「沿ドニエストル共和国」はロシアの支援によって設立され、現在もその実効的な権限の下に、少なくとも決定的な影響の下にあり、ロシアからの軍事的、経済的、財政的、政治的支援によって存続していることは事実であり、したがって、原告はロシアの管轄に含まれロシア

の責任が惹起される、とした。

女王座部は、締約国による問題の領域の支配に関する限り、この判決は、1995年の *Loizidou v Turkey* 事件判決および2001年の *Cyprus v Turkey* 事件判決と原理において何らの進展はない、北キプロス紛争と同様、モルドバもロシアも条約締約国であった、と評価した。

(22) *Isaa v Turkey* (2004)

この事件の人権裁判所判決は、女王座部がこの判決を書き上げかけたときに、公表されたものである。この判決は、Mr. Singh と Mr. Greenwood との間に文書での、あるいは口頭でのさらなるやり取りを引き起こし、女王座部の判決の再検討を促した。

女王座部は、この判決が非常に重要なのはイラクに関するものだからであると指摘した。1995年3月19日から4月16日までの約1ヶ月間、トルコ軍は国境を越えて北イラクへ侵攻した。その目的は、北イラクで避難場所を探していたテロリストの搜索と追放であった。6人の原告は、1995年4月2日にトルコ軍に拘束され、その後殺害された7人の羊飼いの遺族である。条約2条、3条、5条、8条、13条、14条、18条を根拠に訴えがなされた。トルコは、問題の村落の10 km以内には立ち入っていないと反論した。裁判所は、その地域にトルコ軍が立ち入ったことを、合理的疑いを超える水準の証拠によって立証することができなかったことに基づいて訴えを棄却した。

この訴えの受理は、既に(2000年5月)、トルコ側から当該事件はその管轄の外で発生したという指摘がなされないまま、認められていた。本案審理において、トルコは管轄権の問題を取り上げようとし、原告はそれを手遅れであるとして反対したが、裁判所は、この問題は訴えの事実と密接に絡み合っており、本案審理に留保されていたと考えなければならない、とした。女王座部は、裁判所が本案審理においても羊飼いたちの死はトルコ軍の責任に帰せられないと認定し続けたので、なぜ故意に管轄権の問題を取り上げ、解決しようとしたのか、不明であるとし、近い将来、2003年のイラク侵攻から派生する訴えがこの問題の判断を必要とするようになることに、裁判所が気づいたからではないか、と推測した。管轄権の問題を避けることができたときにそうしなかったということは、その判決理由が厳密に言えば傍論で述べられていようと、綿密な考察に値するものに間違いないとする Mr. Singh の主張に力を与えると、評価した。

本審理において、トルコは、*Bankovic* 事件判決に基づいてイラクは条約の“法的空間”の外にあり、

この“法的空間”という概念は *Bankovic* 事件および北キプロス事件での決定を理解する上で基本となるものだった、と主張した。さらに、北イラクでの限られた時間と目的のためのトルコ軍の存在は、その地域での実効的支配の行使に該当しなかった、とした。

これに対し、原告は、管轄権の問題は *Bankovic* 事件判決によって変更されておらず、北キプロス事件判決、1992年の *Drozdz and Janousek v France and Spain* 事件判決および国際法の原則に基礎づけられていると見なされていると主張し、侵攻の事実に関しては、トルコ軍の行動(3万5000人の兵力をヘリコプター・戦闘機とともに派兵)は1995年と1996年の *Loizidou v Turkey* 事件判決の中の“実効的な全般的支配”に十分に相当するとした。また *Bankovic* 事件とは異なり、羊飼いたちは意図的に狙われ殺害されたと指摘し、さらに彼らは戦争犠牲者保護の1949年ジュネーブ4条約の第4条の「保護される者」に該当するとし、国際法に基づけばそれらの犠牲者が明らかにトルコの管轄に含まれるという事実は、自分たちの主張をさらに強固なものにする主張した。

人権裁判所は、「一般的原理」との表題の下で、その判断を示した。*Bankovic* 事件判決を引用して、条約1条の管轄権は国際法上の意味を考慮したものでなければならず、基本的に領域に基づくものであると述べ、続けて *Loizidou v Turkey*(Merits) 事件判決を引用して、その地域の“実効的な支配”を例外の原理として示した。さらに、1992年の *M v Denmark* 事件判決を引用しながら、他国の領域内ではあるが、締約国の機関を通じて(合法か違法かは別として)締約国の権限と支配の下にあるとされる人にも人権条約が適用されるという例外も示した。この例外は、条約1条を、締約国が自国では許されない違反を他国では犯すことができると解釈することはできない、という事実から導かれるとした。

女王座部は、この判決には領域原理に対する二つの例外が述べられているとし、その一つが、北キプロス事件での、その地域の“実効的な支配”であったが、この原理は条約の法的空間でのみ適用されるというトルコの主張に対する応答は何もなされなかった、と指摘した。二つ目として、他国の領域で活動する締約国の“機関を通じてのその権限と支配”の行使に関わるものを挙げ、これを幅広い主張であると評価した。そして、判決は当初、第二の例外の適用を始めながら、第一の例外の適用を検討して、トルコ軍の兵力の大きさを認めながらも、その実効的な全般的支配は認めなかった(北キプロス事件との差異として、軍隊の

長期にわたる駐留、その地域全体への配置、定期的なパトロールとすべての主要幹線における検問を挙げた)。女王座部は、この第一の例外の適用に関して、二つの指摘をおこなった。その一つは、この判決は、もし“その地域の実効的支配”が事実に基づいて認められれば、条約の法的空間の外にある地域でも当該締約国の管轄内のものとなることを、理論上認め、締約国の法的空間と世界の他の空間との違いを認める原理を完全に欠落させるものとなっている、と。もう一つの指摘は、Mr. Singhの主張の妥当性に関わるものである。彼は、“その地域の実効的支配”の原理が事実に基づいて否定された後、この *Isaa* 事件に適用できた原理は、“機関を通じてのその権限と支配”の原理であると主張し、判決の「究明されるべき本質的な問題は、事件当時、殺害がおこなわれた場所でトルコ軍が活動をおこなっていたかどうかである」に着目して、第二の例外を適用している、とした。そして、*Bankovic* 事件判決以降も、人権裁判所は、第一の例外であろうと第二のそれであろうと幅広い領域外適用の原理を用意し、それをイラクまで拡大した、と主張した。女王座部は、Mr. Singhの主張に立てば、イラクでトルコ地上軍が生じさせた死とセルビアで NATO 軍空爆によって生じた死との間の管轄上の違いを説明することは難しい、と評価し、それらの羊飼いたちは殺される前に拘束されていたという事実が重要ではなかったのか、と指摘した。

4. 2. 人権裁判所判決から導き出されること

管轄権に関するヨーロッパ人権裁判所の一連の判決(ヨーロッパ人権委員会の決定を含む)から、高等法院・女王座部は、次のような結論を導き出した。

(1) 条約1条の管轄権の基本的な性質は、領域的なものである。これは、国際法における主権の性質から、この条約が国際法の原則につながっているという事実から、条約1条の起草過程から、条約56条に示されている領域外適用方法から、この条約自体の基本的な地域的な性質から導かれる。

Bankovic 事件判決は、この基本的な見解とその理由付けを支える代表的な判例であり、その影響はその前後の判決に及んでいる。下記(5)でさらに詳しく説明する。

(2) 条約1条の管轄権にいくつかの例外が存在していることは、共通認識となっているが、その例外の適切な説明に関しては、議論がある。*Soering v United Kingdom* 事件判決は、正確には例外原則にはならない。もし条約が適切に適用されれば(締約国内での追放という行為それ自体が、条約違反の結果を生み出す)、原告は国外に行くことも、恐

れていた危険に遭うこともなかったからである。したがって、*Soering* 事件判決を管轄外で発生する効果に着目した領域外適用の幅広い原理の例とみなすことは、誤解を生むものとなる。

(3) しかし、締約国が、合法か違法かは別としてその地域に“実効的な支配”を及ぼしている場合は、例外が存在することになる。この原理は、最初は1995年の *Loizidou v Turkey* (Preliminary Objections) 事件判決で登場したが、その後主要な理由付けとなり、2004年の *Ilaşcus v Moldova* 事件判決においても用いられた。

この原理の重大な問題は、これが締約国の領域外の地域でも適用されるか否かである。事実として、この原理は、ヨーロッパ人権裁判所判決(人権委員会決定を含む)において締約国の領域内でのみ適用されてきた。結論は、下記(9)で述べられている。

(4) もう一つの例外の原理である“機関を通じてのその権限と支配”について、検討する。この原理は、1965年の *X v Federal Republic of Germany* 事件の人権委員会決定にそのルーツを辿ることができ、そこでは締約国の領事館職員から国外において何らかの処分を受けた締約国の国民は、その管轄に含まれる可能性が示された。その後、1975年の *Cyprus v Turkey* 事件、同年の *Hess v United Kingdom* 事件、1977年の *X and Y v Switzerland* 事件、同年の *X v United Kingdom* 事件、1991年の *Chrysostomos v Turkey* 事件、1992年の *M v Denmark* 事件の各人権委員会決定において引用され、それらの決定では管轄外適用に関する幅広い見解が示されていたにもかかわらず、北キプロス関係の事件以外、その訴えはすべて不受理となった。したがって、これらの決定から、領域外適用を可能にするこの原理が狭く評価されているのか広く評価されているのかを判断することは難しい。次に、1978年の *Tyrer v United Kingdom* 事件、1989年の *Soering v United Kingdom* 事件、1990年の *Bui van Thanh v United Kingdom* 事件、1992年の *Droz and Janousek v France and Spain* 事件の各人権裁判所判決からも、この原理を評価することは難しい。また、*Bankovic* 事件判決直近の人権裁判所判決の中の北キプロス紛争に関するもの、つまり1995年の *Loizidou v Turkey* 事件 (Preliminary Objections)、1996年の *Loizidou v Turkey* 事件 (Merits)、1996年の *Cyprus v Turkey* 事件、2001年の *Cyprus v Turkey* 事件の各人権裁判所判決(1996年 *Cyprus* 事件は人権委員会決定)から見れば、上記の人権委員会初期の幅広い人的管轄権アプローチは、現在主要な理由付けとなっている“その地域の実効的支配”原理に基づく特別な例外に取って代わられている。トルコ管轄権関与の理由

付けを導き出しているものは、人や物に対するに対する権限の人的行使ではなく、北キプロス内の新しい軍事的、市民的政府としてのトルコの責任である。“機関を通じてのその権限と支配”の原理に戻れば、下記(5)で示されるように、それは人的管轄権の幅広い原理ではなく、領域管轄権という基本原理の枠の中の限定された例外である。下記(8)でも補足がなされている。

(5) こうした判決の後に、*Bankovic* 事件判決が出されている。この判決は、条約1条の管轄権原理を支える理論および国際法を考察した最初のものであり、したがって分水嶺と評価することができるものである。領域の範囲、ヨーロッパ公序、法的空間の重要性は、排他的なそれと包括的なそれの両方を有している。人権条約は共通の遺産をもつヨーロッパのための法的秩序を立ち上げているという意味では排他的な、人権条約の水準維持の保障に特別の配慮が求められるというヨーロッパ圏においては包括的なものである。*Bankovic* 事件判決においては、初期の判決(決定を含む)における管轄外適用の理由付けは、国際法や条約に基づく外交機関、領事館、船舶、航空機などの例外的ものに限定されながら、引用された。その後の *Öcalan v Turkey* 事件(2003年)、*Ilaşcus v Moldova* 事件(2004年)に関する人権裁判所判決には、*Bankovic* 事件判決の主旨に反するものは含まれていない。

(6) しかしながら、直近の人権裁判所判決である *Isaa v Turkey* 事件判決(2004年)と *Bankovic* 事件判決との関係をどのように評価するか、が課題として生じる。Mr. Singh は、*Bankovic* 事件判決は *Isaa* 事件判決に照らせば分水嶺ではなく、締約国がその機関を通じて国外の人にその権限と支配を及ぼしていくため活動すれば、いつでもどこでも領域外適用が生じるという幅広い原理について、*Bankovic* 事件判決は触れていないと主張したが、この主張は、認められない。*Bankovic* 事件判決は、条約の管轄権の領域的な性質を完全に損なってしまうような、このような幅広い原理を支持していない。同じ理由から、*Isaa* 事件判決の中の幅広い原理は *Bankovic* 事件判決と一致していない。この幅広い原理を支持するとして *Isaa* 事件判決が引用したその判例は、実は十分にその原理を支えるものではなく、その中の幾つかの判決は既に *Bankovic* 事件判決においてその意味を割り引かれている。

(7) Mr. Singh は、1998年人権法2条1項¹⁷⁾に基づいて、*Isaa* 事件判決を考慮することはイギリス裁判所の義務であると主張した。彼は、*Isaa* 事件判決を、イラクを扱っていることから、ヨーロッパ

人権裁判所判決の中で最も関連の深いものであると主張した。彼は、Bingham 卿の意見「裁判所は、特別な事情がないなら、ストラスブール裁判所の明白で一貫した判例に従うべきである」(*R(Ullah) v Special Adjudicator* [2004]2 AC 323), para 20) に信頼を置いた。しかしながら、*Isaa* 事件判決の中の幅広い原理は“明白で一貫した判例”に従うものではない。逆に、この判決の原理は、*Bankovic* 事件判決およびその直近の一連のヨーロッパ人権裁判所判決と一貫していないものである。ストラスブールには一つより多くの学派があるのかもしれないし、またイラクでの最近の出来事を人権条約の範囲をはるかに超えるものとしてはならないという理解できる関心があるのかもしれない。しかし、現時点において、*Bankovic* 事件判決に示される有力な学派が存在しており、1998年人権法2条1項の義務を負っているのは、この学派に対してである。

(8) 国際法で認められている特別な事例の管轄外適用について、さらに詳細な理由付けを、敢えて提示してみる。締約国とは分離した、しかし準・領域的性質をもつ地域について、あるいは国外での国家機関の存在がその相手国に同意され、国際法によって保障されている場合には、認められる、とするものである。これには、外交関係の事務所、領事館、船舶、航空機などが含まれる。Mr. Greenwood は、この領域外適用の例外は、原告が被告である締約国の国民である場合に限定されると主張したが、この主張は多くの判決からは支持されていない。国家機関がその国民に、彼がどこにしようと支配を及ぼすことができるような、領域原則に対する追加の例外があるのか、という別の問題が存在するようであるが、ここでは取り上げない。

(9) *Isaa* 事件判決は、法的空間の原則を認めていたが、非締約国もそこで締約国の実効的な支配がおこなわれれば条約の適用領域になると主張することによって、法的空間の原則を無効なものにすることには成功しなかった。これまで示した理由から、*Isaa* 事件判決をこの原則を覆しているものと見なすことはできず、この点において2001年の *Cyprus* 事件判決、*Bankovic* 事件判決から首尾一貫しているものである。したがって、“その地域の実効的支配”の原理は、イラクには適用されない。

5. 事実に適用される原理

イラクはヨーロッパ人権条約の領域圏内ではないので、本件の原告は、“その地域の実効的支配”

原理に基づく領域外適用の例外として、イギリスの条約1条の管轄に含まれるということにはならない。残された問題は、本件が関わっている死が、国家機関の領域外活動から生まれるもう一つの例外に含まれるか、である。原告の中で、始めから5人の事例と、最後の6人目の事例を分けて考える。陸上での軍事行動によって生じた死は、つまり始めの5人の事件は、判例が度々引用している大使館、領事館、船舶、航空機での（からの）国家機関の活動の様々な例に含まれるとは思われない。これに対して、6人目のBaha Mousaの事例では、彼は、軍事行動の犠牲者ではなく、戦争捕虜でもなかった。彼はイギリス軍によって逮捕され、その軍事基地で拘禁され、殴打されて死亡した。イラク当局の同意に基づきイラクで活動しているイギリス軍の軍刑務所が、大使館、領事館、船舶、航空機などに限定された例外に含まれると考えることは、領域外管轄権の濫用にあたらない。したがって、始めの5人は、条約1条の管轄権には含まれないが、6人目のBaha Mousaは含まれる。

6. ま と め

Al-Skeini 事件に関する高等法院・女王座部判決については、1998年人権法に関する判例、あるいはヨーロッパ人権条約2条・3条が求める公開調査に関する検討が残されているし、この *Al-Skeini* 事件に関しては、控訴院、貴族院、そしてヨーロッパ人権裁判所での各判決の検討が残されている。本稿のタイトルに「その1」が付されているのは、そのためである。

Al-Skeini 事件の各判決については、かなりの数の批評が公表されており、現在も発表が続いている（特に2007年6月の貴族院判決と2011年7月のヨーロッパ人権裁判所判決に関して）。

ここでは、まず、高等法院・女王座部判決を最初に批評した Philip Leach による “The British military in Iraq – the applicability of the *espace juridique* doctrine under the European Convention on Human Rights”¹⁸⁾ を簡単に紹介しながら、この判決の意味を考察する。Philip Leach は、*Bankovic* 事件判決を変更する判決として2003年の *Öcalan v Turkey* 事件判決と2004年の *Isaa v Turkey* 事件判決を紹介している。*Öcalan* 事件判決は、“実効的な支配”の原理から、締約国の法的空間外での行動が管轄権に含まれることを導き出しているとして、Philip Leach はこれを“人的管轄権”の適用例と考え、この“人的管轄権”の原理が、*Bankovic* 事件判決における外交機関、領事館、船舶、航空機に限定されたものから漠然としたも

のへと変化し、*Öcalan* 事件の“トルコ防衛軍のメンバー”という用語は、外交機関・領事館よりも広範な国家公務員を含むものであるとし、これらとイラクでパトロールをしているイギリス軍兵士をどうやって区別することができるのか？ と問いかけている。次に、*Isaa* 事件判決は、国家による“実効的な権限または支配”の行使が、最も重要な問題であるとして、*Bankovic* 事件判決以前の判例に回帰し始めたことを示しているとし、これは法的空間に関する議論にもかかわらず到達した自覚的な決断であったと評価した。そして、関連地域における支配する国家と個人との関係の性質に注目すべきであると主張する。また、“人的管轄権”の適用と“その地域の実効的な支配”の原理との違いを認識しようとすることは間違っていて、*Öcalan* 事件判決と *Isaa* 事件判決においてはその違いの認識はほとんど無駄であるとしながら、特に *Isaa* 事件判決を高く評価している。ここで掲げられた二つの判決に関する評価は、Philip Leach と女王座部判決とは、かなりの違いが見受けられる。Philip Leach は、*Al-Skeini* 事件の始めの5人についても、ヨーロッパ人権条約1条の管轄に含まれることを求めているが、*Al-Skeini* 事件には国際法の存在価値に関わる重要な問題が横たわっており、さらなる検討が不可欠であると思われる。

参 考 文 献

- 1) 拙稿「武力紛争における『生命に対する権利』・その序論」『津山高専紀要』第51号、2009年、pp12-13
- 2) Regina (*Al-Skeini and others*) v Secretary of State for Defence (The Redress Trust intervening) [2004] EWHC 2911 (Admin)、[2005] 2 WLR 1401
- 3) 1998年人権法 (Human Rights Act 1998)
 - 第6条 公的機関
 - (1) 公的機関が条約上の権利に適合しない方法で行動することは違法である。
 - 第7条 手続
 - (1) 公的機関が第6条(1)項によれば違法となる方法で行動した（または行動することを提案している）と主張するものは、
 - (a) 適当な裁判所または審判所に、同法に基づき公的機関に対して訴訟を提起することができる（以下、略）
- 4) ヨーロッパ人権条約
 - 第2条（生命についての権利）
 - 1：すべての者の生命についての権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判

- 所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。
(松井芳郎編『ベーシック条約集 2009』、東信堂、2009年、p238)
- 5) 前掲4) 同頁
6) 前掲4) p240
7) 前掲4) pp242-243
8) 前掲4) 同頁
9) Bankovic v Belgium and 16 other NATO Countries、Grand Chamber Decision、12 December 2001
10) 前掲4) p1033
11) 前掲4) p229
12) 前掲4) p1029
13) 門田孝「16 発展的解釈 刑罰としての樺棒による殴打は、条約3条に違反するータイラー判決ー」『ヨーロッパ人権裁判所の判例』戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編、信山社、2008年、p134 参照
14) 古谷修一「14 ノン・ルフールマン原則と犯罪人引渡 人権侵害が予見される国家への引渡により生じる人権条約違反ーゼーリング判決ー」前掲13) p124 参照
15) 前田直子「9 実施機関の権限の制限 管轄権受諾宣に付された制限の有効性に関する解釈ーロイズイドウ判決(先決的抗弁)ー」前掲13) p101 参照
16) 葉師寺公夫「7 国家免除との関係 国際法上の外国国家の民事裁判権免除と裁判を受ける権利の関係ーアルアドサニ判決ー」前掲13) p90 参照
17) 1998年人権法(Human Rights Act 1998)
第2条 条約上の権利の解釈
(1) 条約上の権利との関係で生じる問題を決定する裁判所および審判所は、以下のいずれについても考慮に入れなければならない。
(a) ヨーロッパ人権裁判所の判決、決定、宣言または勧告的意見
前掲3) p33
18) Public Law [2005] Autumn pp448-458